

令和6年度 第1回 青森県建築審査会 議事録

日時：令和6年7月10日（水）13時30分～15時00分

場所：県庁舎東棟431会議室

出席者

会長	小藤 一樹	（事務局） 課長代理	関 孝幸
委員	古戸 睦子	GM	梅本 広樹
委員	磯 裕一郎	サブマネ	篠崎 隆史
委員	工藤 ひとみ	技師	棟方 春樹
委員	澤田 正明	技師	西野 真人

傍聴者なし

梅本 GM : それでは、ただいまより令和6年度第1回青森県建築審査会を開催いたします。

まず、建築住宅課 課長代理の 関 より、ご挨拶申し上げます。

〔 課長代理挨拶 〕

梅本 GM : 本日は、5名の委員全員に出席いただきました。青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立するものとなります。

次に、審議の公開又は非公開について「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき、会議に諮って決めることになっております。小藤会長よろしくをお願いします。

小藤会長 : はい。本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開としておりますので、本日の審査会を『公開』としてよろしいでしょうか。

各委員 : （異議なし）

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は『公開』とします。事務局にお返しします。

梅本 GM : それでは議事に入ります。本日は審議案件が一件、報告案件が一件となっております。会議の議長は、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長に議事の進行をお願いいたします。

小藤会長： では、審議に入ります。議案１号について事務局より説明をお願いします。

篠崎： 議案第１号について、説明します。

（議案内容を説明）

以上より、特定行政庁としては、第１種中高層住居専用地域の住居の環境を害するおそれがないと認められると考え、建築審査会にお諮りするものです。

小藤会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

小藤会長： まず私から。公聴会で利害関係者から「桜の木が風除けになっているため伐採をしないで欲しい」との意見が出ている。それに対する回答が「足場を組むために伐採が必要となるためご理解ください」とのことだが、もう少し住民の方に寄り添えないか。景観上も木があった方がいいのでは。

→ 解体工事に向けて、約束はできないという安全側の回答だと思われます。不要な伐採をしないよう、審査会からの意見としても申し伝えます。

小藤会長： 資料を見たところ前面道路が広いわけでもない。今回の用途変更による交通量の変化でのちのちのクレームが心配だが大丈夫か。車両が路上にはみ出すようなことはないか。

→ 用途変更後の柔剣道場は交通量も１０～２０台程度の車両が分散的に利用するのでそれほど影響はないものとことです。また、敷地は柵で囲われており道路側に車のはみ出ると言った心配もないと考えます。

小藤会長： 多数が集まる大会等は開催されないのか。

→ 大会等は予定されないとのこと。現市民武道場でも特に大会は行われていないのだと思います。

小藤会長： 本計画建物の横にある第一体育館が別に利用するとなった場合、今回の武道場への用途変更と合わせても駐車場は足りるのか？

→ 今後、生徒会館を取り壊し予定でその部分を駐車場にすれば足りる想定です。

小藤会長： 解体や別棟の利用も踏まえて、十分な駐車区画数とし、路上駐車等が無いよう求めます。

小藤会長： 図面では今回の敷地を太線で囲っているが、なにかで囲ったりするのか。

→ 何らかのフェンスは作られる予定です。旧商業高校の残りの敷地は養護学校となる予定で、仕切りが入ることは間違いありません。

澤田委員： 管理者室がないが管理はどのように行うのか。

→ 平面図の「指導室」と書いてある部分が今後管理者室となると聞いています。

古戸委員： 21 時半までの利用を想定しているということだが、利用時間が結構遅くまでなので利用後に駐車場での声などが周辺の迷惑とならないか心配だ。学校では何時頃まで体育館や柔剣道場を利用していたか。

→ 学校が何時まで利用していたかは聞いておりません。しかし、警察の逮捕術の訓練にも使用しており、学校修了後の比較的遅い時間に利用していたと思いますのでそこまでの心配はないかと思います。

小藤会長： 今までの学校としての利用と相違ないとの申請なので、利用状況や時間が大きく逸脱しない様、意見します。

磯委員： 私も木の伐採は考慮してあげた方がいいと思う。子供だから声が漏れていても許されていた部分はあると思う。剣道をやっていない人からすればただの奇声にしか聞こえない可能性がある。木を切るにしても防音対策や視線を遮る方策を考えた方がよい。

→ 防音や、視線を遮るという役目も踏まえ、意見として申し伝えます。

小藤会長： 他にご意見はございませんか。議案第 1 号は審査会から意見を付した上で『同意』といたします。

梅本 GM： ありがとうございます。本日の議案については、

① 桜の木について、景観、防音及び視線を遮る効果を果たしてきた可能性も考慮して、不要な伐採が行われないよう配慮願う。

② 利用状況及び利用時間は、従前の高等学校としての利用から、大きく逸脱しない範囲とするよう求める。

③ 敷地内の利用方針に合わせた十分な駐車区画の整備を求める。

以上の審査会からの意見を付した上での『同意』として手続きを進めさせていただきます。許可にあたって、これらの意見を付して申請者に通知することとします。

次第に従いまして報告に移ります。

小藤会長お願いします。

小藤会長： それでは、報告案件についての説明を事務局よりお願いします。

西野： 報告案件の建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号の規定に基づく許可における包括同意について、前回の建築審査会で報告した以降の許可分をご報告いたします。
(報告内容を説明)

以上、報告を終わります。

小藤会長： 何か質問はございませんか。

特にございませんね。

これで本日予定された案件は全て終了となります。事務局にお返しします。

梅本 GM : ありがとうございます。以上をもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。